

令和4年度 第3回景観審議会・自然環境保全審議会議案 (書面会議)

議題1 携帯電話基地局の設置について

1 経過

今年度中に届出者と他社とのパートナー回線がすべて終了することに伴い、パートナー回線にてカバーしていたエリアにおいて、届出者で新たに基地局を整備していく必要があるとのことから、景観条例等の手続きについて説明した。

2 設置計画

- ・基地局の設置候補地や仕様等に関しては、別紙資料のとおり。
 - ・コンクリート柱の高さは、2件ともに14.8mとなっている。
 - ・コンクリート柱は景観色への塗装（マセナル値：5YR2/1）で設計いただいている。
 - ・3月20日までは工事を完了させる予定。
 - ・周辺に他社の基地局が設置されており、共架の検討をいただいたが、
 - ①強度の不安
 - ②電波干渉の可能性
 - ③共架をした場合、高さが確保できず、エリアカバーが狭い範囲になってしまう
 - ④所有者から、安全面の不安から反対されている
- 以上4点の問題から共架を断念。

3 景観計画における留意点

- ・高さが10m以上の通信用鉄塔になるため、行為の届出に係る手続きが必要となる。

4 審議事項

上記3についてご留意いただいた上、当該基地局の設置に関してそれぞれご意見をいただきました。

5 その他

- ・美瑛町において、景観法に基づいた勧告等は、工作物の形態意匠に限定され、設置場所や高さに対して制限することはできないが、町の景観づくりにおける考え方と合わせて景観審議会の意見を伝えていく。